

八王子市市民参加条例の適切な運用 について(答申)



令和2年(2020年)11月

八王子市市民参加推進審議会(第6期)

令和2年（2020年）11月25日

八王子市長 石森 孝志 様

八王子市市民参加推進審議会

会長 小林 勉

八王子市市民参加条例の適切な運用について（答申）

平成31年1月23日付30八経広発第54号により、八王子市市民参加推進審議会は、下記諮問事項について諮問を受けました。以来、私たちは、2年にわたり、全6回の会議を開催し、本市における市民参加推進の状況について情報収集などを行い、それぞれの諮問事項における、さらなる市民参加の推進を図るための方策を議論してきました。

このたび、私たちは、次のとおり意見を取りまとめましたので、答申します。

<諮問事項>

- 1 市民参加条例の運用状況の検証について
- 2 若い世代の市民参加の推進について

目 次

I	はじめに	1
II	市民参加条例の運用状況の検証について	2
1	市民参加条例の運用状況について	2
2	本市における市民参加の現状と課題	9
3	市民参加条例のより効果的な運用について	10
III	若い世代の市民参加の推進について	12
1	市民参加とは	12
2	市民参加の現状	13
3	「若い世代」の審議範囲の具体化	15
4	若者の市民参加が少ない要因の特定：方策実現へ向けた課題とは	17
5	若者の市民参加を促進するための検討すべき事項及びその具体的な アプローチ手法	19
6	若者の市民参加の意識を高める取組に対する新たなアイデアの活用 可能性	22
7	若者が積極的に関わるにぎわいのあるまちづくりに向けた今後の 方向性	24
IV	おわりに	27

附属資料

1	諮問書	附-1
2	第6期八王子市市民参加推進審議会委員名簿	附-3
3	審議経過	附-4
4	八王子市市民参加条例	附-5
5	八王子市市民参加条例施行規則	附-9

参考資料

1	平成30年度（2018年度）市民参加実施事業実態調査まとめ	参-1
---	-------------------------------	-----

I はじめに

八王子市市民参加推進審議会（以下「本審議会」という。）は、八王子市市民参加条例（以下「市民参加条例」という。）第11条の規定に基づき、市民参加条例の適切な運用と市民参加の推進を図るため、市長の附属機関として設置されており、発足から6期目となる本審議会は、平成31年（2019年）1月に市長から諮問を受けた。諮問事項と諮問理由は附属資料1「諮問書」のとおりである。

本審議会は、この諮問事項についての意見をまとめるにあたり、2年間にわたり6回の審議を重ねて検討を行った。検討を行うにあたっては、市民参加条例に基づいた市民参加の推進について議論を展開した。

しかしながら、今期中には新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るい、思うように審議回数を確保できない状況の中での審議会となった。また、人々が集い、交流することで成り立つ市民参加もあり、そのあり方そのものを考えさせられるところであった。

本審議会では任期前半で諮問2「若い世代の市民参加の推進」を、後半で諮問1「市民参加条例の運用状況の検証」について審議した。

諮問1の「市民参加条例の運用状況の検証」については、市民参加に関連する諸種の調査結果をもとに、市民参加手法の実施時期や選択などに関して、市民参加が適切に実施されていたかを検証した。

諮問2の「若い世代の市民参加の推進」については、市制100周年の際に各種事業の中で多くの小・中学生をはじめ若者が携わり、若者の市政への参加が生まれてきた。次代を担う若者によるまちづくりへの参加の重要性がうたわれている中、この好事例をいかに継続して実施していくことができるかが重要であるとの認識のもと、若者が本市への愛着をいかに育み、にぎわいのあるまちづくりに向けた市民参加の推進が図られるかについて議論を重ねて来た。

本審議会においては、若い世代の市民参加の推進を検証するに当たっての基本的な考え方や審議範囲の整理等を行い（⇒Ⅲ-1, Ⅲ-2, Ⅲ-3）、若者の市民参加が少ない要因の特定（⇒Ⅲ-4）、若者の市民参加を促進するための検討すべき事項及びその具体的なアプローチ手法（⇒Ⅲ-5）、若者の市民参加を高める取組に対する新たなアイデアの活用可能性（⇒Ⅲ-6）、若者が積極的に関わるにぎわいのあるまちづくりに向けた今後の方向性（⇒Ⅲ-7）について議論するとともに、本答申に関する参考資料を添付し、その成果を第6期の市民参加推進審議会の審議結果としてまとめた。

II 市民参加条例の運用状況の検証について

1. 市民参加条例の運用状況について

市民参加条例では、その運用状況や効果等について継続的に検証し、必要に応じて見直しを行うこととしている。

前期の審議会に引き続き、本来であれば市民参加実施所管との意見交換を行い、その内容を踏まえ審議をすることも考えていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、審議会を予定どおり開催することができなかったこともあり、今期の審議会では、平成 30 年度（2018 年度）に各所管が実施した市民参加条例の運用状況について、市民参加実施事業実態調査をもとに、市民参加の実施方法、時期、内容、及び全体的な評価について審議した。

市では計画策定や条例の制定改廃等を実施する際には、市民参加条例第 6 条第 1 項で「必ず市民参加の手法を採用しなければならない」と規定している。毎年継続的に実施している市民参加実施事業実態調査によると、平成 30 年度（2018 年度）の 33 案件については、すべて規定どおり市民参加が実施されていた。さらに、上記案件を含め、政策立案から実施段階までのすべての範囲において、443 件（337 事業）の市民参加が実施されていた。

本審議会は、本条例施行後の平成 20 年（2008 年）12 月に第 1 期を開始し、各期 2 年間の任期で審議を行い、市の諮問に対して答申を行ってきた。表 1 は、これまでの 5 期にわたる過去の答申で改善を求めた主な事項とそれに対する市の対応をまとめたものである。

表 1 : 市民参加推進審議会(第 1~5 期)の答申で市に改善を求めた主な事項及び市の対応

期 (答申提出)	改善を求めた主な事項	市の対応
第 1 期・ (平成 22 年 9 月)	①全体に関すること ・新しい層の参加を促すため無作為抽出による市民討議会の開催やパソコンを活用し自宅で参加できる電子会議を開催することも有効だ。	・基本構想、基本計画を検討する市民会議に、無作為抽出方式で公募した委員が参加（平成 22 年度） ・電子会議は課題が多いため導入していない。
	②審議会・市民会議・ワークショップ ・市民参加を推進する上で、市報のほかホームページや他のメディアとの役割分	・市ホームページに市民参加に関する統一なページを整備（平成 23 年度）

	<p>担及び相互参照を図ることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップはさらに活用すべきであり、そのための職員研修を行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年実施している「市民参加と協働の研修」でワークショップを実施しているほか、職員課が主催する研修でも実施している。
	<p>③アンケート調査、聞き取り調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集約された庁内のアンケートデータや、調査結果等をデータベース化して図書館などで閲覧、利用できるようにすることも検討されてよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果をまとめて公表するページをHP上に作成（平成23年度） ・オープンデータの取り組みを開始し、アンケート結果を含む様々なデータを統一的なルールで公表（平成26年度）
<p>第2期・ （平成24年11月）</p>	<p>①気軽な参加からはじまる市民参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「これくらいのことならできそうだ」と感じ、市民参加のきっかけとなるようなメニューを増やすのが肝要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・立案段階だけでなく、事業実施段階での市民参加や協働を積極的に推進し、誰もが参加しやすい事業を展開している。 ・従来から実施していた施設見学会を、市民参加の入り口とする事業として実施
	<p>②参加者の報酬について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無報酬の市民参加の場合でも、交通費などの実費弁償の導入が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実費弁償については、統一基準等の策定には至らず、各所管の判断で実施している。
	<p>③市民との情報共有について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市政にあまり興味のない市民の心にも届くような工夫が必要である。 ・あらゆる世代、あらゆる立場の市民のニーズに合うよう、多様な媒体を活用しながら、市民と市で情報共有が図れる環境が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報はちおうじでパブリックコメントの募集や市民委員公募等の記事を目立たせるアイコン表示を開始（平成25年度） ・SNS（フェイスブック及びツイッター）の市公式アカウントの運用を開始（平成25年度）し、パブコメの周知等にも活用 ・「八王子コミュニティ活動応援サイトはちコミネット」を開設（平成27年度）
	<p>④既存の参加手法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1期審議会の答申に見られる「市民討議会の導入の検討」など、新たな市民参 	<ul style="list-style-type: none"> ・市政モニター制度に無作為抽出方式での募集を導入（平成26年度）

	<p>加手法の積極的な活用が期待される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附属機関・懇談会等の市民委員等公募に無作為抽出方式を導入（平成 28 年度）
<p>第 3 期・ （平成 26 年 11 月）</p>	<p>①パブリックコメントについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「パブリックコメント」という言葉自体が市民に浸透していない。市民の感覚をとらえたわかりやすい周知をしてほしい。 ・ パブリックコメントと併せて説明会を実施する際は、「〇〇説明会」ではなく、「〇〇について話し合いましょう」といったテーマ設定で行ってはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの半期ごとの実施予定の公開を開始（平成 27 年度） ・ パブリックコメントに寄せられた意見を実施期間中に公表する取り組みを開始（平成 27 年度） ・ 説明会やワークショップは、各所管でネーミング等を工夫して実施している。
	<p>②市民参加事業の評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民参加を実施した結果について、各所管の自己評価に加えて、第三者による評価を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 期審議会から、市民参加実施所管を審議会に呼び評価及び意見交換の機会を持っている。（平成 27 年度）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民参加による事業実施後に「参加した市民」の満足度調査と「事業を担当した職員」の意識調査を行ってはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の満足度調査は、無作為抽出方法による市民委員等公募制度参加者へのアンケート調査等を実施した。（平成 29 年度） ・ 市職員の意識は、市民参加実態調査で、「市民参加について感じた課題」を記載してもらうほか、ヒアリング等で把握している。
<p>③市民の意見を吸い上げる工夫を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SNS のコメントは市民の貴重な「生の声」であり、市民の関心や意見をリアルタイムで把握することができる。 ・ 市職員は積極的に現場に足を運び市民と接する機会を増やすとともに、地域活動にも率先して参加してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS による市民意見の収集について、庁内の SNS 運用ルール検討会で検討している。 ・ 市民と接する機会を増やすことや地域活動に参加することの大切さを新任職員研修や市民参加の研修等で周知している。 	

	<p>④市民が参加したくなる工夫を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップなど自由に発言できる方法を取り入れ、ファシリテーション等のスキルを持った市民や職員が、参加者と一緒に会議をつくることを検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員課が実施する人財育成研修で、ファシリテーション技術を学ぶ研修を充実し（平成 29 年度）、その他の研修でも課題解決型のグループワーク等を実施している。
<p>第 4 期 (平成 28 年 11 月)</p>	<p>①市民参加手法の選択について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の市民参加手法を組み合わせることは性別、年代、地域などの偏在化を是正する上で有効。特徴的な事例や新たな工夫をした事例の情報を蓄積し、積極的に庁内に周知してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特徴的な事例や新たな工夫については、市民参加の実態調査で把握し、研修等で周知しているほか、平成 29 年度に発行した『パブリックコメント手続ガイドライン』に記載し、庁内で共有している。
	<p>②周知効果を踏まえた市民参加について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案件の内容に応じてターゲットとする市民層を明確にし、その市民にどう情報を届けるか、参加しやすい環境を整えるために何ができるかという視点で工夫を。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加の実態調査を改善し、各所管が明確な目的を持って市民参加の方法を選択し、実施できるよう意識付けを図った。(平成 29 年度)
	<p>③市民参加の検証方法の改善について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントで提出された意見の反映状況を明らかにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では、提出される意見には、事業の実施の中で長期的に反映していくものが多く、一律の基準で反映状況を示すことが困難であるため、実施していない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加を評価する視点を明確に。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 5 期審議会では、市民参加実施所管のヒアリングを市と審議会の課題共有を目的に実施したため、評価は実施していない。
	<p>④実施段階や検証段階における市民参加の推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策立案段階で参加した市民に対して計画の進捗状況に関する報告機会を設けるなど継続的な情報提供を。 	<ul style="list-style-type: none"> ・『パブリックコメント手続ガイドライン』に記載し、市民参加の研修においても周知している。

第5期 (平成30年11月)	①職員の意識改革	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加に対する職員の意識をブラッシュアップするための職員研修 ・市民と職員のコミュニケーションの成功事例を職員研修で周知 ・市民参加に対する姿勢や意識をセルフチェックできるeラーニング研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加や協働手法を取り入れた事例を新規採用職員や市民参加と協働の研修を通し、市民と職員のコミュニケーションの成功事例に基づき意識向上を図った。 ・市民参加に関するeラーニング研修を全職員対象に実施（令和元年度）。
	②市民参加の方法における改善	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と市職員が対話する機会を増やす取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加に関する研修において、ワークショップやオープンハウス手法の事例を紹介し、政策や地域の課題把握の必要性を周知。
	③ICTの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な情報ツールを活用した発信を実施している中、利用者数を増やすことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSの特徴を活かし、積極的な市政情報の発信に全庁的に取り組めるよう、運用方針を策定。 ・各種アンケート調査実施にあたり、紙ベース以外に東京電子申請サービスを利用している。

以上のように、本審議会の答申を受け、市は市民参加を推進するための様々な取組を着実に進めてきている。また、表2は「市民参加条例第6条に該当する事業における市民参加の実施の有無（H29～H30）」であり、表3は「実施された市民参加の手法（H29～H30）」、および表4は近年の「市民参加条例第6条該当事業に関する実施状況」の一部抜粋となる。これらから浮かび上がるのは、各所管が市民参加条例に則して市民参加に積極的に取り組んでおり、参加手法の組み合わせやスケジュールでの工夫など、その実施に際し市民参加を促進する工夫がみられる点である。この点において、運用に「大きな成果」がみられると言って良い。

表 2 : 「市民参加条例第 6 条に該当する事業における市民参加の実施の有無 (H29～H30)」

趣旨: 市民参加条例に該当するが、市民参加を実施しなかった事業数の把握

項目	H29	H30
1. 実施なし	0	0
2. 実施あり	33	33
合計	33	33

表 3 : 「実施された市民参加の手法 (H29～H30)」

趣旨: 市民参加の手法の導入状況及び新たな取組み実施の確認

項目	H29	H30
1. パブリックコメント手続	14	12
2. 審議会等	87	86
3. 市民会議	2	1
4. ワークショップ	18	20
5. 公聴会、説明会	12	15
6. アンケート調査 聞き取り調査	49	54
7. その他	314	255
合計	496	443

表4：「市民参加条例第6条該当事業に関する実施状況」の一部抜粋

件名	所管名	手法	目的	期間	周知方法	参加者数	実施にあたり工夫したこと	参加方法の組み合わせやスケジュールでの工夫	課題
多摩ニュータウンの持続可能なまちづくり	都市計画部 都市総務課	ワークショップ	多摩ニュータウンまちづくり方針策定にあたり、地域住民と連携し、地域資源を活かした課題解決の取組みについて討議・検討を行った	1 H30.2.24 10:00-12:00 中央大学会議室 2 H30.3.3 13:00-15:00 中央大学会議室 3 H30.4.8 10:00-12:00 南大沢市民センター 4 H30.4.15 10:00-12:00 南大沢市民センター	多摩ニュータウン八王子地域の町会・自治会等に全戸回覧を実施	計244名 1:51人 2:48人 3:73人 4:72人	多摩ニュータウン周辺に立地する首都大学東京、中央大学と連携し、大学生等の参加や、多数の住民に参加いただけるよう、多摩ニュータウン地域の町会・自治会・管理組合(115団体)及び地域の青少年対策地区委員会(8団体)に回覧及び周知。 また、多世代が参加しやすいよう、土曜日または日曜日に開催。	まちづくり方針策定にあたっては、地域住民の意見を広く反映させるために、パブリックコメントだけでなく、地域住民も参加するワークショップを開催した。ワークショップの開催にあたっては、継続的な検討を行うために、できるだけ短期間で実施した。 また、パブリックコメントの期間中に説明会を行い、方針案の周知や内容説明を行った。	
		公聴会、説明会	多摩ニュータウンまちづくり方針(案)のパブリックコメント実施にあたり、その周知及び方針案の内容説明のため	1 H30.10.10(水) 19:00-21:00 2 H30.10.13(土) 10:00-12:00	広報、ホームページ、SNS(Twitter, Facebook)、各事務所・図書館・市民センター等へのポスター掲示	1 23名 2 9名	周知ポスターを作成・掲示し、周知を図った。また、ポスターは、本庁舎、各事務所、各図書館、各市民センターに加えて、多摩ニュータウン地域にある生涯学習センター南大沢分館、南大沢文化会館、南大沢保健福祉センターにも掲示を依頼。		
		パブリックコメント手続	多摩ニュータウンまちづくり方針策定にあたり、広く市民の意見を聴くため	H30.10.1(月)から H30.10.31(水)	意見提出者数:15名	閲覧・配付資料の設置だけでなく、周知ポスターを作成・掲示を依頼し、周知を図った。また、資料設置及びポスターの設置・掲示は、本庁舎、各事務所、各図書館、各市民センターに加えて、多摩ニュータウン地域にある生涯学習センター南大沢分館、南大沢文化会館、南大沢保健福祉センターに依頼。			
		ワークショップ	多摩ニュータウンまちづくり方針に基づき、多摩ニュータウンの各地域において、住民主体でワークショップを開催し、地域の状況の共有や課題解決に向けた取組みの構築等について、討議・検討を行う	R1.10.6(日) R1.10.27(日) R1.11.23(土) R1.12.15(日)	地元の管理組合や自治会にチラシを配布	計111名	大学と連携し、ワークショップ当日は学生と先生に入ってもらうとともに、ポスターを学生に作成してもらった。(明星大学)		
第3次八王子市教育振興基本計画策定	学校教育部 学校教育政策課	審議会等	策定にあたり、学識経験者から幅広く意見又は助言を求める。	平成30年(2018年)11月～第3次八王子市教育振興基本計画策定まで	広報 市ホームページ	委員9名 学識経験者1名 小・中学校長2名 学校運営協議会委員2名 児童・生徒の保護者2名 一般公募市民2名	市民参加者を公募するにあたり、「八王子の特色を生かした教育とは」という題で小論文を課し、教育行政に対して知見を持っている市民を選定した。	・市政世論調査及びパブリックコメントを実施することにより、市民の教育に対する思いを把握し、より市民のニーズに応じた計画を策定することができる。 ・幅広い意見や助言を聴取するため、策定検討会の構成を、学識経験者や学校関係者だけでなく、保護者や公募市民を参加者とした。	・現時点で検討会の傍聴人がいないため、検討会の開催に関して市民に周知する必要がある。 ・パブリックコメントを実施するにあたり、学校や、教育関係団体等へ周知し、広く多くのコメントを募ることが必要がある。
		パブリックコメント手続	基本計画(素案)について、幅広く意見を求めるとともに広く周知する。	令和元年(2019年)12月～令和2年(2020年)1月					
		アンケート、聞き取り調査及びその他広聴活動	策定にあたり、市民の教育に関する意識を把握する。	平成30年(2018年)5月17日から5月31日		対象者 5,000人 回答者 2,644人			

2. 本市における市民参加の現状と課題

(1) 複数の市民参加手法を実施している状況

平成30年(2018年)3月に市ではパブリックコメントガイドラインを作成している。その中で市民参加の手法に関する定義や特徴を具体的に説明している。加えて、手法にはそれぞれ特徴があるため、案件によっては複数の手法を組み合わせることにより、より効果的に市民の意見を反映できるとしている。

今回、市民参加条例第6条第1項に該当する33案件のうち、19案件で複数の市民参加手法を実施していた。具体的には、市民等が参加している審議会等で計画の素案をつくり、これに加えてアンケート調査やパブリックコメントを実施していた。中にはパブリックコメントと同時期に計画素案の説明会を実施することで市民への周知を積極的に行ったり、大学と連携し学生がワークショップへ参加した好事例も確認できた。

(2) 市民参加を実施した上での課題：実施所管側が抱える課題

市民参加実施事業実態調査を通し、実施所管が抱えるいくつかの課題が明らかになった。具体的には、次の2点を指摘することができる。

① 市民の声を汲み取るためのアンケートの回収率をいかに高めていくのか。

各種の市民参加手法を実施した中で、市民の声を汲み取るためにアンケート調査を実施したが、その回収率が低いいため、分析の精度を高めるためには当該アンケートの回収率の向上が必要である。

② 市と関わりの少ない市民に対する「市民参加」意識をいかに啓発していくのか。

審議会や説明会等の場合は、若い世代からも参加が増えることが望ましく、参加してもらう際には発言しやすい環境整備も必要である。また、計画策定等の場合は、関係する地域からの参加は見込めるが、広く他の地域の方からの意見を求めることはなかなか難しい。さらに、パブリックコメントの場合は、より多くの意見をもらうために周知方法等の工夫が必要である。全体的には、「若い世代からの意見が少ない」ことや、「普段から市と関わりの少ない市民に参加してもらうための打開策が見えない」ということが課題として浮き彫りになった。

これらは、市民参加を促進していく上で、実施所管側が抱える共通の大きな課題となっている。

3. 市民参加条例のより効果的な運用について

前述のようなことが市民参加を実施する上での課題としてあるものの、市民参加を実施した案件を確認した中では、市民参加が幅広い分野で実施され、丁寧に市民からの意見を聴く取り組みや工夫がされており、評価できるものであった。

しかしながら、このように市民参加条例の運用が各所管で幅広く進められ、高い評価をできる一方、そこには一定の共通課題が伏在していることも明らかとなった。それはいずれの所管においても、「若者たちの市民参加への少なさ」という課題がみられたことである。第5期の答申において、若い世代へのアプローチとして市が取り組むべき具体的な方策に関するいくつかの提案を行ったが、その後2年間でそれらの事項がいかに展開されたのかを示したものが表5となる。

表5：これまでの答申にて指摘された事項に対する市の対応

若い世代へのアプローチ	市の対応
<p>＜小中学生へのアプローチ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップを開催し、市民参加の楽しさをまず実感してもらう ・市長部局と教育委員会が積極的に連携 ・PCを活用し、市政に関するアンケートに回答 ・市民参加の大切さを学ぶゲームのようなものを体験 <p>＜若者全体のアプローチ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供達に公務員の仕事や市民参加を体験してもらう機会 	<ul style="list-style-type: none"> ・市政を身近に感じてもらうため、小中学生、高校生がワークショップを通して意見をまとめ、市長・教育長への意見発表する「子ども☆ミライ会議」を実施。 ・児童館では、小学生や中高生世代の実行委員会活動を実施し、子どもの頃から楽しみながら市の事業に参画する意識を醸成。 ・子どもたちのまちをつくり、そこで働き、その対価で遊ぶなど、社会体験イベントである児童館子どもシティを実施。商店会の協力による店舗での就労体験や子どもシティ会場での市役所の住民票発行業務、就労場所紹介のハローワーク業務体験を実施。 ・各中学校の代表生徒がテーマに基づき話し合い提言をまとめる中学生サミットの実施。
<p>＜高校生や大学生へのアプローチ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加のメリットを積極的に伝えていくことが大事 ・企画段階からの参加 ・積極的に市内の高校と連携して地域課題の解決に取り組んでほしい <p>＜若者全体のアプローチ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策や事業に対する意見を聴く機会を是非積極的につくってほしい ・漫画やイラストを活用した冊子をつくってはどうか ・市政や市民参加をテーマにしたコンクール等を継続的に実施することも検討してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者育成支援計画策定にあたり、大学生に参加してもらい若者の視点で若者支援・応援に関し意見を聴取。 ・大学コンソーシアム八王子が主催する「学生発表会」「八王子学生CMコンテスト」「学生企画事業補助金制度」を通し、学生が地域と連携・協力した活動を支援。

それゆえ今期の審議会では、若者たちの市民参加が少ない原因について議論を重ね、「若年層世代の市民参加をいかに促進していけるのか」について重点的に検討を行った。本事項については次にて詳述する。

Ⅲ 若い世代の市民参加の推進について

1 市民参加とは

(1) 市民参加条例に定める「市民参加」とは

市民参加条例で定めているところの、市民による市政への参加が本審議会で考える市民参加の範囲となる。市民参加条例では、「市民」、「市民参加」について定義しており、市民参加の方法も例示している。「市民」とは市内に在住、在勤又は在学する個人並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体としており、この中から諮問にある「若い世代」を焦点化して審議した。

(2) 狭義・広義の市民参加とは

条例に規定している市民参加というものは、政策の立案、実施及び評価の一連の過程での市民が市政に関わるものであり、その範囲は狭いものである。したがって、審議の活発化のため、広い意味での市民参加を視野において審議を行った。すなわち広義の市民参加としては、町会・自治会活動や大学生によるボランティア活動が考えられ、そうした活動の中には交通費、弁当、飲み物程度を支給する場合もあるようである。また、ボランティア活動への参加を授業のプログラムとして組み込み、履修単位が取得できる仕組みを大学によっては設けているところもある。

(3) 市民参加をめぐる有償・無償の議論について

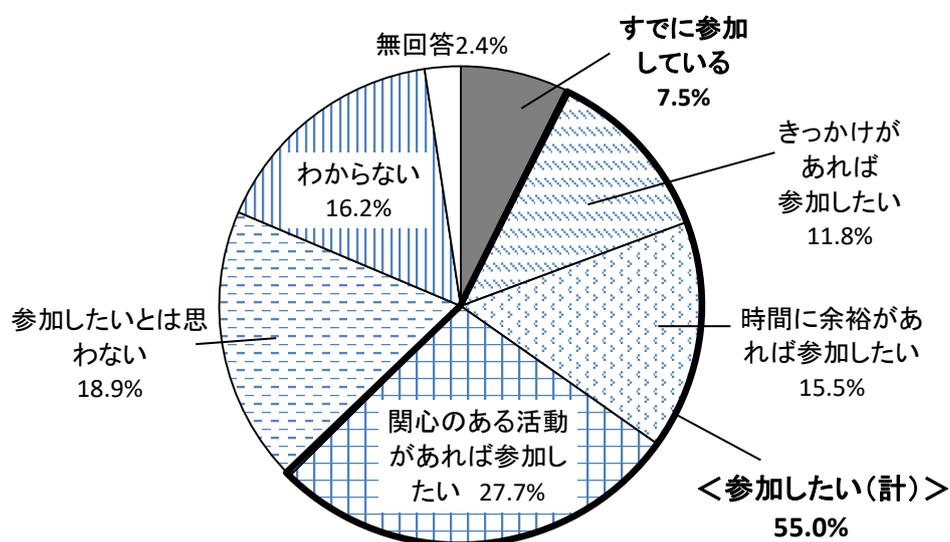
市民参加に対して対価・特典等があることは、参加を促す大きなインセンティブ（誘引要素）となりうる一方で、対価・特典等を得ることが参加目的になってしまうと、市民参加の本質的な意義が二の次になってしまい、本来の目的から外れてしまう恐れもある。このことから、対価・特典等の提供は最終手段という認識に立ち、まずは市民参加の内容を魅力的なものにすることを第一に考えることとし、本審議会では市民参加を「無償によるもの」とする観点で審議を進めた。

2 市民参加の現状

(1) 市政世論調査から

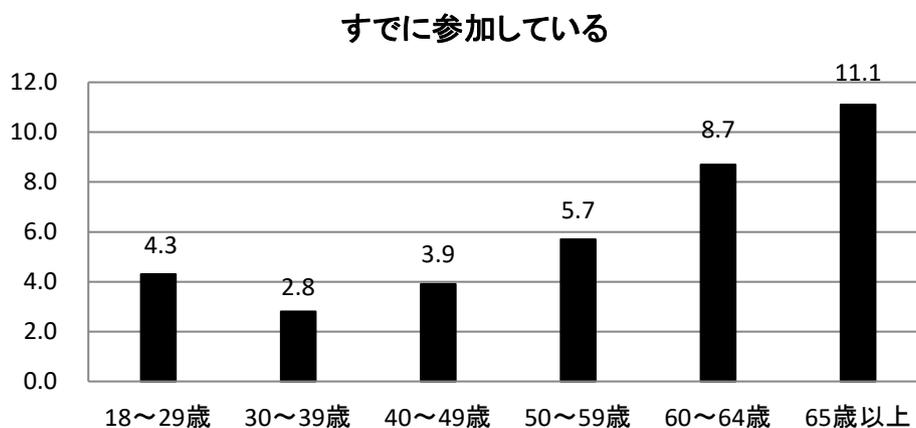
市政への市民参加の現状として、令和元年度（2019年度）実施の市政世論調査では、「市民協働によるまちづくりに参加したいと思うか」の質問に対し、「すでに参加している」と回答した者の割合は全体で7.5%であった。（図1）年代別に見ると18～29歳が4.3%、30～39歳が2.8%、40～49歳が3.9%、50～59歳が5.7%、60～64歳が8.7%、65歳以上が11.1%となっており、全世代共通して参加者は少なく、中でも若者の参加は全体よりも少なくなっている（図2）。

図1：市民協働によるまちづくりへの参加意向



出典：令和元年（2019年）八王子市市政世論調査

図2：市民協働によるまちづくりへの参加意向（すでに参加していると回答一年代別）



出典：令和元年（2019年）八王子市市政世論調査

一方、「きっかけがあれば参加したい」11.8%、「時間と余裕があれば参加したい」15.5%、「関心のある活動があれば参加したい」27.7%で、これらをあわせた「参加したい」と考えている市民は55.0%に上り、全体の半数を超えている。「参加したいと思わない」各市民の参加へのハードルは種々あるにしても、決して越えられないものではないと言える。このハードルを越えるには、いかに「きっかけ」を提供し、「面白そう」と思ってもらうかがポイントになるものと考えられる。

(2) 中間集団活用の観点から

「きっかけ」を提供するということでは、市民参加をしてもらうためのアプローチとして、教育機関、地域の団体やサークル等の中間集団に所属している人においては、所属団体を通じての情報発信が比較的容易でアプローチの現実性も高い。一方で、そうした集団との接点を有さない社会人の場合は、市民参加のみならず各種啓発等を行うことさえも難しい状況にある。

(3) 学生という立場から

学生の市民参加について考えたとき、八王子市では外国人への日本語教室がNPO主催で開催され、日本人の学生がサポーターとして参加している。また、ボルダリング世界大会でも学生が通訳として参加したり、研究室やゼミ単位で地域に関わったりする例もある。こうした動向からすると、ボランティアという形での市民参加は徐々に伸展してきていると言えるだろう。

3 「若い世代」の審議範囲の具体化

(1) 若い世代とは

「若い世代」と一言で言っても、そこには小学生から社会人まで、状況ごとに大きな差異が存在する。その状況は、本市に「居住している・していない」、「仕事をしている・していない」、「同居の家族がいる・いない」など様々であり、一括りにして審議することは難しい。そこで本審議会では、「若い世代」の範囲を39歳までとして、この状況をカテゴリーごとに区分し、さらに議論の対象を明確化することが必要であるとの認識を審議会内で共有し、議論を進めた。

(2) 居住形態、世帯構成によるカテゴリー分け

カテゴリーは「勤労者、勤労者以外、専門学校・大学生、高校生、中学生、小学生」に加え、「市内在住、市外在住」「子どもの有無」等に分類した。市民参加を促すためのアプローチの方法やアプローチ対象については、比較的参加に結びつきやすく情報発信先が明確なことや、参加経験の有無も要素になってくる。

(3) 審議の対象とすべき市民参加のターゲットとは

各カテゴリーを具体的に考えると、「勤労者以外、市内在住、単身者」は相対的に人との接点が少なく社会との距離感があり、参加へのアプローチ方法が極めて少ない市民になるのではないだろうか。また、「子どもあり」の場合の市民参加に関する情報については、子どもが通う場所である子育て施設等を経由することで情報提供は可能であるだろう。

「勤労者以外、市内在住、既婚者」については、多くが定年を迎えた市民をイメージするため、若い世代から対象が外れるであろう。ただし、「勤労者以外、市内在住、既婚者、子どもあり」の場合も、いわゆる子育て世代にあてはまるため、子育て施設等を経由した市民参加の情報提供は可能であるだろう。

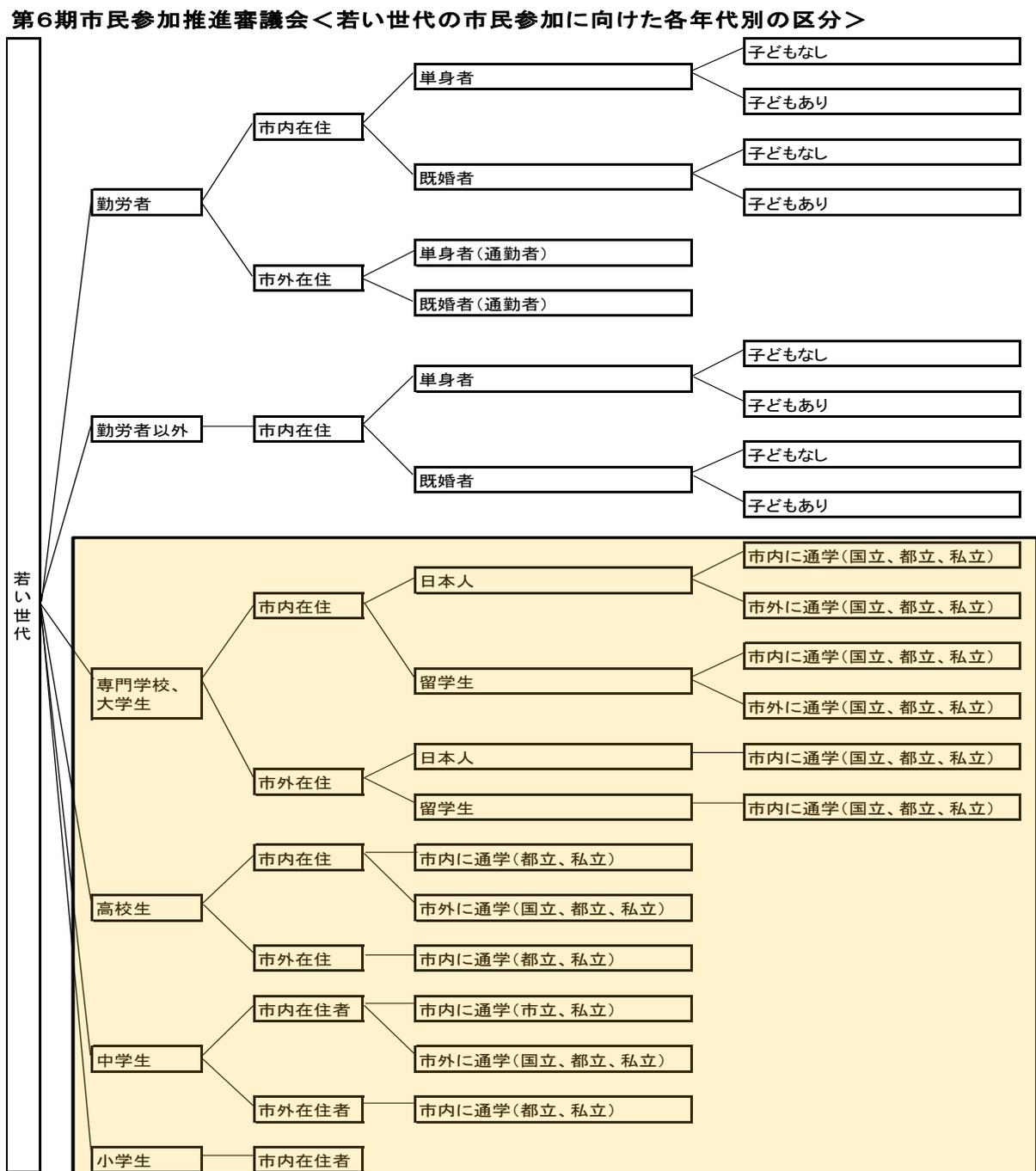
「勤労者」や「勤労者以外」の市民は、かつて町会や地域と多くのつながりを持ち、そこを通じたアプローチということが可能であったが、近年では、職場ネットワーク、地縁団体とは異なる形のつながりを求める市民が多くなり、中間集団（趣味の会等）を通じた別の方法からのアプローチも必要になってくる。

また、八王子市内の専門学校・大学に通学している学生については、市外から時間をかけて通学している学生がいるため、仮に八王子でイベントがあったとしても時間をかけてまで参加したいと思う学生は少数であろう。そうすると、

市民参加を促そうとする対象者は、近隣に居住していたり、アクセスのしやすさにより決まってくると思われる。

以上の審議範囲を図示すると図3のようになる。この結果、本審議会ではアプローチのしやすさや審議の時間的な制限なども鑑みて、「小学生」、「中学生」、「高校生」、「専門学校・大学生」を若い世代の市民参加の推進を考える上でのターゲットとして設定した。

図3：若い世代の審議範囲



4 若者の市民参加が少ない要因の特定：方策実現へ向けた課題とは

(1) 就学世代における課題

小・中学校における教育現場は、年間行事が目白押しで忙しく、市民参加のための調整、準備には一定の時間が必要になるため、この世代において市民参加を推進していくのであれば、かなり早い段階から学校など関係機関に連絡をとり、計画を立てることが求められる。

高校生については、小学生・中学生と比べると、市や地域との接点がかかなり減少し、市民参加に関する情報が届かないことはもとより、その情報自体の収集もなかなか行われない年代であるとも考えられる。また高校生への情報提供は所管の問題から市の教育委員会や大学コンソーシアムを経由した方法では難しく、各高校を通じて直接的に広報しなければならず、その場合、市内在学者には広報できるが、市外に通学する高校生にはアプローチしにくいという課題がある。

専門学校・大学は、大学コンソーシアムというプラットフォームを有するものの、市のボランティア募集の情報について利用している大学は少なく、仮に情報を発信したとしても、なかなか学生が集まらないという、これまでの現状がある。

(2) 就労世代における課題

市民参加を全体的に見た中で、「参加している人」と「参加していない（できていない）人」とでは、市民参加への意識に差異があると考えられる。また、参加することで内面的な満足感を感じることができたとしても、報酬や特典を期待している人にとっては、自己負担による参加について二の足を踏んでいるとも考えられる。

かつては地域コミュニティから様々な情報を収集していたが、現在は情報端末機器を介した情報の収集方法に変化し、さらには人との交流をことさら求めず情報のみを求める人が増えてきた傾向は、市民参加を妨げる要因の一つとなっているとも推察できる。

ただ、市民が居住する地域に地域コミュニティが完全に消失しているわけではなく、今なお活発なコミュニティ活動や市民同士の交流は行われている。地域での活動に参加したり、関わりを持ち始めるきっかけは、子どもが生まれたことや、自宅を購入したこと等が一つの要因として考えられる反面、地域との関わりにおいて接点をも有さない人は地域や八王子への愛着が希薄になりがちで、結果としてそれが市民参加という形にもつながらないとも考えられる。

(3) 行政機関（情報発信側）における課題

市民参加を含めた、市の各種の活動は、市のホームページを閲覧しなかなかなか情報を得ることができない。言い換えれば、ホームページにアクセスするための時間や興味がなければ、そうした一連の情報及びその便益も伝えることができない。

また、市が条例や計画等をつくるためにパブリックコメントを募集しても、そのこと自体の仕組みを知らない若者も少なくない上、計画素案等の記載されている内容が難しく、理解するのに相応の労力を要するため、興味を持ってパブリックコメントを敬遠してしまう若者がいることも想定される。

学生のような若者世代に、市政や市民参加の状況を知ってもらうための情報を発信し、共有していくことが重要であることは論を俟たないが、そうした世代に諸種の情報を届けられる道筋をなかなか見出せていないという実態がある。

5 若者の市民参加を促進するための検討すべき事項及びその具体的なアプローチ手法

市民参加の活動に「参加していない」、「したいと思わない」という市民へのアプローチ方法は、既に参加している市民がどのようにして参加したか、きっかけ等を分析することでわかることもあるだろう。またすぐに参加できる状況（短期的視点）、参加までには一定の時間が必要な状況（中期的視点）、参加にはかなりの時間が必要な状況（長期的視点）と時間軸で分類することで、それぞれの段階に位置する人々が参加に至るまでの方策を考えることも重要である。

さらには、参加してもらうためには地域ごとに課題が多様であることを踏まえ、画一的でなく各地域の固有性や特徴に応じた方法を考えていく必要もある。つまり、本答申「4 若者の市民参加が少ない要因の特定」の項目でも述べたように、市民参加に関する情報収集の方法や捉え方は、年齢層や個々人が抱える社会的状況等により大きく異なる。そうであれば、アプローチの方法は、児童、生徒、学生、子育て中であつたり、社会人など対象によって異なるため、そうしたカテゴリーを差し置いた一律的な方法では情報を届けることが難しいとの認識が、今後の市民参加促進を検討する際の大きなポイントになると言えるだろう。

以上のような議論の経過をたどった結果、本審議会では次の事項がこれからの検討すべき事項になるとの認識を共有するに至った。それは次の3点である。

- (1) 市民参加に関する情報を簡易に検索できるしくみ
- (2) 寄せられた意見に対する各所管側からの応答方法の改善
- (3) 若者の市民参加への関心を喚起する新たなツールの活用

(1) 市民参加に関する情報を簡易に検索できるしくみ

現在、市民参加に関する情報の公表については、条例施行規則第2条の規定により、次に掲げる方法のうち1以上の方法により行うものとされている。

- ① 八王子市公告式条例（昭和25年八王子市条例第13号）第2条に規定する掲示場への掲示
- ② 市が発行する広報誌への掲載
- ③ 市のホームページへの掲載
- ④ 市の施設での閲覧又は配布
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

上記のように、市民参加の公表が多様な方法で実施されてきた反面、市民参加に関する情報を知ろうとすると「簡単な形」で収集できないという状況にあり、それが現在の若者の市民参加の停滞の一因を成していると考えられる。若

年層世代に限らず、市民が市民参加に関心を向けた際、平易に情報を入手できない状態については改善の余地があり、新たな方策の検討が求められる。

(2) 寄せられた意見に対する各所管側からの応答方法の改善

この課題は本審議会（第5期）の答申において指摘された「市民と市とのコミュニケーションにギャップが生じている」との改善すべき事項と重なるところがある。すなわち、市民が「パブリックコメントに意見を出せば反映してくれる」という期待を寄せる一方で、パブリックコメント手続の機能的な限界や、どの部分に対する意見であれば反映の余地があるかといった情報が十分に市民に伝わっておらず、市民と市とのコミュニケーションにギャップが生じているとした指摘である。確かに提出される意見には様々なものがあることは承知しているところであるが、提出された意見に対して「今後、事業を進める上で参考とします」といった類の回答が頻繁になされては、意見を出した市民としても、徒労感だけが残ってしまう。市民参加へのかかわり方を考えたとき、八王子と繋がる人材を育成するという意味では、関わり方を「点」ではなく「線」にしていくことが重要であるし、行政機関側においても、「点ではなく線でつながる参加へいかに移行できるか」といったテーマについて検討する必要がある。これまでの答申でも繰り返し述べられてきたことだが、各所管での市民参加が形骸化することなく推進されていくためにも、今期（第6期）の答申においても、当該事項について庁内的に今一度検討される必要があるだろう。

また市民に意見を求める際、その問いかけ方にも留意する必要がある。例えば、自由回答のようにフリーハンド的な記述形式の形からいきなり問いかけられると答えるのに窮するが、選択肢を選んで回答できるような問いかけから始まり、徐々に自由回答欄に移行していくような形であれば、回答する側の心理的負担が大きく軽減される。突然、自由回答欄への記述を求められても、行政側がいかなる部分に関する意見が欲しいのかが分からないので当惑するとの意見が本審議会では相次いだ。こうした状況を改善していくために、パブリックコメントのような市民に意見を求める際には、その問いかけ方に一段の工夫を施すことで、若者にとっても親近感を覚えられるような方策を検討する時期にきているものと判断する。

(3) 若者の市民参加への関心を喚起する新たなツールの活用

若年層世代に幅広く利用されているSNSなどを活用し、市民参加（特にパブリックコメント）を促していく方策を検討する余地がある。これについては第3期の答申において「SNSのコメントは市民の貴重な生の声であり、市民

の関心や意見をリアルタイムで把握することができる」というかたちで提言された過去の経緯があり、市側の対応として「市内のSNS運用ルール検討会で検討している」との内容から、「SNSの特徴を活かした情報発信に取り組みよう運用方針を策定」している点で前進はあるようである。表6に示した総務省のデータからも明らかなように、10代と20代におけるコミュニケーション手段としてソーシャルメディアの利用率は極めて高く、こうした若者の実態に即した形での新たな方策が本格的に検討され、実施される時期にきていると認識すべきである。特に若者の市民参加を促進していくためには、市民参加の敷居を低くしていく必要があり、この点においてSNSなどの新たなツールの活用を検討することには大きな意義がある。

表6：世代ごとの主なコミュニケーション手段

	平均利用時間 (単位:分)	平均利用時間 (単位:分)					行為者率 (%)				
		携帯通話	固定通話	ネット通話	ソーシャルメディア	メール	携帯通話	固定通話	ネット通話	ソーシャルメディア	メール
全年代	2014年	6.5	1.7	2.5	20.1	26.2	19.7	5.4	4.1	28.3	47.3
	2015年	6.5	1.9	2.1	19.6	29.1	21.0	5.1	4.5	30.5	49.9
	2016年	6.1	1.4	4.1	25.0	30.1	15.5	2.6	4.7	30.5	45.3
	2017年	5.6	1.0	2.4	27.0	30.4	16.6	3.5	4.5	37.1	46.2
10代	2014年	4.9	0.0	5.9	59.6	14.3	0.0	5.4	50.7	30.7	
	2015年	2.8	0.0	4.4	57.8	17.0	10.1	0.4	8.3	53.6	25.2
	2016年	2.7	0.3	5.7	58.9	20.2	7.1	1.1	6.4	47.1	26.4
	2017年	0.6	0.3	4.0	54.0	17.8	1.8	0.7	5.0	60.4	26.3
20代	2014年	3.1	0.0	5.1	71.6	13.5	6.4	0.7	6.4	55.3	22.7
	2015年	4.2	0.1	7.3	51.3	29.1	14.9	0.7	10.0	56.3	49.8
	2016年	5.1	5.8	5.9	46.1	36.4	18.0	3.7	9.1	59.4	52.7
	2017年	4.0	0.0	16.2	60.8	25.7	12.9	0.2	9.0	59.4	43.8
30代	2014年	7.4	0.3	6.8	61.4	34.6	16.4	0.9	8.6	66.2	44.2
	2015年	3.1	0.0	6.1	51.9	21.4	8.6	0.2	7.4	63.6	39.0
	2016年	5.7	1.0	1.5	19.1	24.0	20.3	4.1	5.2	37.7	56.2
	2017年	7.7	0.7	2.1	16.3	32.9	25.1	3.3	5.6	37.1	61.6
40代	2014年	9.5	2.9	3.4	24.2	42.9	16.7	3.2	5.6	39.9	57.9
	2015年	5.0	0.5	2.4	25.8	35.9	17.6	2.3	7.1	45.4	52.7
	2016年	4.3	1.3	1.6	23.5	32.0	16.5	2.9	4.9	49.0	54.3
	2017年	6.0	2.1	0.7	10.8	34.7	22.6	5.0	3.3	26.7	54.8
50代	2014年	7.6	1.3	0.9	14.7	34.6	22.3	4.2	3.1	32.9	61.1
	2015年	7.7	2.1	1.0	20.5	28.8	18.4	3.0	3.5	31.2	48.9
	2016年	7.0	2.0	1.2	24.7	43.3	17.8	2.8	3.7	34.9	54.5
	2017年	4.9	0.6	1.6	23.2	39.6	18.1	1.9	4.2	42.3	49.1
60代	2014年	10.7	2.2	2.3	6.2	35.7	22.9	8.8	2.5	14.1	52.7
	2015年	7.7	2.0	0.9	6.2	35.0	20.2	7.4	1.9	13.2	55.8
	2016年	6.1	0.3	2.0	9.6	40.2	15.6	2.1	4.0	17.1	54.2
	2017年	7.4	1.4	1.8	14.4	28.6	21.7	5.8	3.3	27.1	54.5
全年代	2014年	6.6	3.4	0.1	0.6	15.1	13.8	1.7	1.5	28.5	36.9
	2015年	6.8	1.4	0.3	1.0	43.2	23.0	10.3	0.2	2.0	31.8
	2016年	4.3	1.9	0.5	2.0	19.1	17.2	5.3	1.7	4.6	32.5
	2017年	3.9	1.0	0.4	4.2	16.4	17.1	6.4	1.2	9.5	35.4
全年代	2014年	5.7	1.3	1.1	4.5	23.5	20.2	5.5	3.5	10.2	43.8
	2015年	4.6	0.9	4.9	26.5	17.4	17.7	6.3	4.1	29.7	41.4
	2016年	5.3	0.7	4.1	29.0	22.4	22.5	3.4	6.4	31.7	44.9
	2017年	5.9	0.3	4.8	32.7	21.0	15.8	1.9	6.6	32.9	39.9
10代	2014年	4.1	0.1	4.1	20.6	17.2	1.5	6.5	38.1	39.5	
	2015年	4.6	0.2	3.4	35.6	23.6	16.5	1.5	6.1	39.1	42.9
	2016年	5.5	0.1	10.5	95.0	20.6	9.3	1.4	11.4	57.9	28.6
	2017年	6.3	0.2	10.7	93.3	20.3	12.2	0.7	13.7	54.7	28.8
20代	2014年	7.5	0.1	5.5	96.8	32.0	10.0	0.7	10.0	51.4	27.1
	2015年	1.1	0.5	5.4	75.8	18.6	7.2	1.4	10.1	61.9	25.9
	2016年	6.2	0.5	10.9	98.7	27.7	10.6	1.4	10.6	58.2	26.2
	2017年	4.0	0.0	14.4	57.7	21.7	15.8	0.5	15.8	55.2	43.9
30代	2014年	7.7	0.2	11.3	70.5	38.8	23.7	1.4	12.3	61.6	49.3
	2015年	3.2	0.0	15.8	80.7	26.4	14.7	0.0	14.3	64.1	40.1
	2016年	6.6	0.0	12.7	77.8	28.2	17.6	0.0	13.4	70.8	39.8
	2017年	2.8	0.0	8.1	64.6	20.5	12.4	0.0	10.5	64.1	36.8
40代	2014年	3.4	0.1	1.4	23.0	15.6	19.6	0.7	5.0	40.6	47.7
	2015年	6.4	1.0	3.8	24.9	23.1	26.9	1.5	7.6	42.3	52.0
	2016年	3.8	0.0	5.9	30.7	19.1	16.9	0.4	9.7	43.3	48.3
	2017年	5.5	0.0	1.2	38.4	23.1	18.3	0.0	5.4	52.5	47.5
50代	2014年	3.0	0.5	1.3	13.5	17.2	3.3	17.2	4.0	27.7	46.2
	2015年	3.9	0.5	2.8	18.2	20.2	21.0	1.6	5.2	32.9	52.3
	2016年	6.2	0.2	3.1	20.7	20.6	17.9	1.0	4.8	33.2	44.7
	2017年	4.3	0.1	2.4	25.5	23.8	18.4	1.2	5.9	36.4	46.4
60代	2014年	3.8	0.1	2.4	27.3	22.4	15.1	1.2	6.2	40.7	41.0
	2015年	7.7	1.0	5.3	10.7	21.1	18.0	5.1	4.7	12.5	45.9
	2016年	4.7	0.6	1.0	7.4	23.2	24.5	5.1	3.1	12.5	50.2
	2017年	7.3	0.3	1.3	8.7	20.8	15.4	2.7	3.8	17.7	43.5
全年代	2014年	4.7	0.3	1.2	14.8	19.4	18.6	2.3	2.7	27.9	43.8
	2015年	4.0	3.2	1.9	20.2	28.8	17.0	2.6	3.7	25.6	48.8
	2016年	4.1	1.5	0.2	1.6	11.6	11.6	13.0	1.7	4.3	31.0
	2017年	4.9	1.1	0.3	3.3	14.0	16.8	5.6	1.0	6.3	30.0
全年代	2014年	4.3	0.4	1.8	3.9	16.0	17.4	3.0	3.0	9.2	31.6
	2015年	5.7	0.5	1.0	6.1	20.9	21.7	3.0	3.3	11.7	47.8

(出典) 総務省情報通信政策研究所「平成30年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」

6 若者の市民参加の意識を高める取組に対する新たなアイデアの活用可能性

(1) 市民参加に関する多様な形態での情報発信の促進

参加のしやすさの観点では、市政に関する情報や、環境、教育、福祉、防災など、市民が抱える種々の課題へアプローチできるよう、分野別の情報を発信することが重要である。その際、身近な公共施設である市民センター等を情報の発信場所として活用したり、二次元コード（QRコード）等を用いてより簡単に市政情報にアクセスできるような、提供方法の工夫が考えられるので、市はもっと地域と連携し、市政に関する情報を発信し、共有することも重要である。

また募集・応募のためのアプリを活用するというのも一つの良い方策かもしれない。前述のようにボランティアで学生を集めたいと考えても、市は学生・大学とのつながりが少なかったり、学生に知ってもらうためのPR方法がなかなかないことから効果的な発信に苦慮している。ボランティアを呼びかけることができるインターネット上のサイトがあれば、募集する側は応募状況が確認でき、応募する側は募集の空き状況が確認できる。また、時間の制約を受けずにいつでも応募できるので、その利便性は高い。

(2) 市民参加体験企画の推進

令和元年（2019年）に八王子を含む広い地域で令和元年東日本台風（台風第19号）による被害を受けた。他にも近年、地震、火山活動、豪雨などの自然災害が多発している。このような状況の際には、市民の行政への関心が高まっているので、市民参加へのきっかけや関心を持ってもらいやすいかもしれない。

例えば、高校生や専門学校・大学生が新たに市民参加に関わるための仕組みとして、既に市が実施している「無作為抽出方式による附属機関・懇談会の市民委員及び市民参加者の公募」の方法を利用することも考えられるだろう。興味を持った生徒や学生を市民参加やボランティアの候補者として登録し、定期的に催事案内をすることでPR機会を創出でき、市民参加をするきっかけにもなり、参加へのハードルが下がるかもしれない。そのために、高校生には市の事業に参加できる機会の広報活動や自分が提案したことが市の事業に影響を与えたということが体験として得られる機会の提供、専門学校・大学生には、入学当初から地域貢献活動としてのボランティアに関する情報を学内等で配布、掲示等を行い、きっかけをつくることが有効であるとも考えられる。

また、参加の「きっかけ」の例としては、市民が誰でも参加できる留学生らとの交流イベントのほか、市政の課題を考えてみる体験の場、学生が社会体験

できる場、児童・生徒・学生が教諭以外の社会人と交流し、社会や地域を知ることができる場等が考えられる。例えば、「八王子まつり」は話題性のある行事であり、学生が企画や運営に携わることで、八王子とのつながりが毎年生まれ、新たな学生による関わりへと発展するのではないだろうか。仮に就職に伴い市外に転出したとしても、八王子への愛着からいつか再び八王子市に戻ってきてくれることも期待できる。広い意味での市民参加を考えたとき、若い世代を個別具体的なグループに分けて、「つながり（交流）」をキーワードとしたイベントを開催することを通し、こうしたイベントでのつながりづくりから市民参加へと発展させることも考えられるだろう。

さらには、学校やクラス単位であったり、小学生・中学生が個人として実際に参加してもらうためには、公園改修に伴うデザインやアイデア募集といった形もひとつのあり方かもしれない。また、専門学校・大学の留学生は日本語に堪能である場合が多く、言葉の壁が低いことから、市内企業との関係をつくることで、留学終了後に出身国との橋渡しをしてもらえる人材になるのではないだろうか。そうした人々が市のボランティアとして活動してもらうことで、子どもたちの外国語習得の向上に貢献できる人材にもなりうる。参加した生徒・学生からの情報や経験談が友人・知人にSNS等で発信されれば、さらなる参加の機会、きっかけが生まれることも期待できる。

いずれにしても、若い世代の市民参加が少ない中で、参加のきっかけとなる仕掛けや参加者のモチベーションが上がる仕組みが必要であり、参加しやすい身近な地域の課題をテーマとしながら、市民参加体験企画を推進することが重要である。自分が住む、または通学する八王子のまちづくりに若い世代が参加してもらうためには、八王子に愛着を持ってもらうことが大切であり、愛着を持ってもらうためには何が有効か、という視点で、市民参加へのハードルを低くする体験企画の推進が求められる。

そしてこうした一連の市民参加体験企画を通じて若者の市民参加の意識を高める方策の一つとして、学生がボランティアとして参加したことが記録として蓄積され、一定回数に達すると市から認定証が発行される制度なども考えられる。純粋なボランティア精神には反するかもしれないが、認定証が推薦入試や就職活動でのアピールポイントとして利用できるという、学生側からの評価も期待でき、市民参加のきっかけづくりとしては、将来的に検討する余地はあるものと考えられる。

7 若者が積極的に関わるにぎわいのあるまちづくりに向けた今後の方向性

(1) アクティブシチズンシップをいかに涵養するかという課題

地域での課題や生活する上での課題、自分たちの暮らしをより良くする解決策を主体的に考えることができる自主性・自発性を持った「アクティブシチズンシップ」をいかに涵養するかということが、これからの市民と行政の「協働」を考える際には大切である。

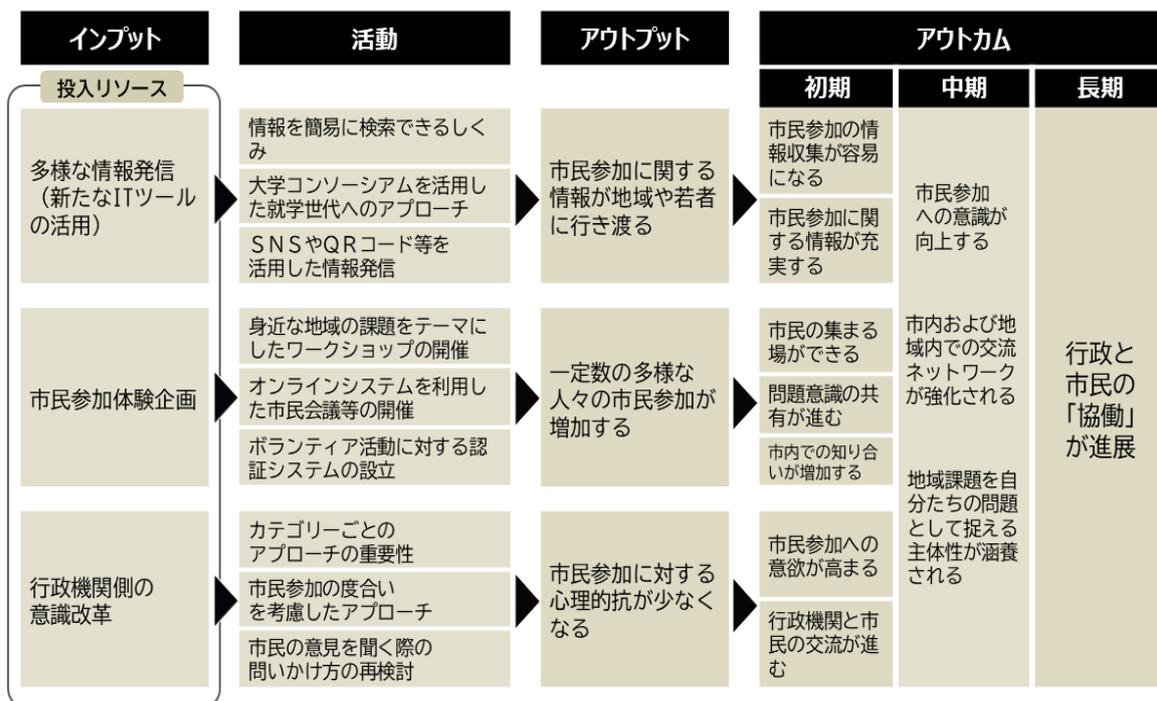
小学生・中学生については、市民参加やボランティア等を推進するために、教育委員会と連携し、学校や担任の教諭にアプローチしていくことが有効な方法ではないだろうか。また、地域貢献を実感できるような授業があれば、その中で市民参加やボランティアの実施を考えてもらうことができるのではないだろうか。また社会人として働き始めると労働時間を核とした生活リズムとなり、それに伴い自由になる時間が減少し、市民参加に対して消極的にならざるを得ない市民も少なくないだろう。しかし「時間はつくるもの」と考えたとき、社会人であったとしても必ずしも参加が不可能とはならない。参加への抵抗を少なくするためには、その成果が出るには10年、20年後になるかも知れないが、小さい頃から市民参加に親しむ仕組みをつくることで、「市民参加、それはやるものだよね」という感覚を涵養していくことが大切であろう。

このように、市民参加に関する情報収集の方法や捉え方は、年齢層や個人が抱える社会的状況等により大きく異なる。そうであれば、アプローチの方法は、児童、生徒、学生、子育て中であつたり、社会人など対象によって異なるため、そうしたカテゴリーを差し置いた画一的な方法では情報を届けることが難しいとの認識が、今後の市民参加の推進を検討する際の大きな留意事項といえる。

市民参加へのかかわり方を考えたとき、長期的な視点に立つ必要があるが、八王子と繋がる人材を育てるという意味では、かかわり方を「点」ではなく「線」にしていくことが重要である。つまり、一回の参加で単発的に終わってしまうのではなく、一人が次々とながらついでにいく仕組みや、一人から周囲の知り合いを巻き込んだ参加のつながりに発展できるという道筋をいかに描き出せるかといった問題である。少なくとも本審議会の議論で浮き彫りになったのは、「待ち」の市民参加から「促す」「誘う」といった「攻め」の市民参加が必要な時期にきているというものであった。つまり、参加したことのない市民をその入口まで誘導し、関心を持ってくれる市民をいかに多く育てていくかという課題である。そのためには、若年層世代に幅広く受容されている情報技術を積極的に活用しつつ、市民参加に関する情報へのアクセスを容易にすることで、若者の市民参加を多角的に誘発していかなければならない。これを「ロジック・モ

デル」で示すと図4のようになる。ロジック・モデルとは「もし～ならば、こうなるだろう」という仮説のもと、資源、活動、直接の効果（アウトプット）、初期・中期・長期の成果（アウトカム）の流れを整理したものである。

図4：市民参加を高めていくためのロジックモデル



（2）新型コロナウイルス感染症へ対応した新たな市民参加のあり方という課題

これまで審議してきた市民参加を促進していくための課題は、新型コロナウイルス感染症が世の中に広がる前、いわゆるこれまで長い期間続いてきた生活様式を前提にしたものであった。新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、昨今言われている新しい生活様式に則った手法について検討する時期が来ている。しかしながら、当期の審議会では審議時間の関係上、この部分の具体的な提言はできないが、少なくとも、近年、盛んに用いられているいわゆるオンラインによる手法は有効なものと考えられる。

実際、本審議会においては、コロナ禍における従来型の集合型会議の開催に対して、そのリスクを危惧して参加を見送らざるをえない状況に置かれた委員がいたのも事実である。事務局側では手指消毒液の設置、検温の実施、会議場でのソーシャルディスタンスの確保等、現時点で考えられる最大限の感染防止策を講じていたが、新型コロナウイルスに関連した無症状病原体保有者のリスクがなくなる現在の、集合型会議への参加にためらいが全くない人々ばかりではないという事実は否定できない。

感染拡大を防がなければならない状況にもかかわらず、全国の行政機関窓口
に多くの方が詰めかける報道を見て、自治体庁舎の在り方に疑問を感じた人々
が少なくない中、これまでの手法と共に、オンラインを活用して人がつながれ
る手法の組み合わせを模索することが必要だろう。そして、そうした模索を開
始することが、「新しい生活様式」における市民参加を高めていくものと考えら
れる。

IV おわりに

平成31年（2019年）1月から審議が始まった第6期の市民参加推進審議会は、令和2年（2020年）に入ってからにはコロナ禍により、予定していた開催回数が確保できないという事態にも見舞われた。こうした時間的な制限によって十分議論、検討できなかった課題も残された。

まず、各所管で市民参加を実施した結果、見えてきた課題を具体的にどうクリアしていくのか、十分な時間をかけて検討することができなかった。また、市民参加を実施した所管へのヒアリングも時間的な制約で実現することができなかった。

一方で、第6期では限られた時間の中で多くの意見が寄せられ、活発な議論がなされた。特に、市民参加の手法に関して各委員から寄せられた意見として、パブリックコメントを実施する際の、条例や計画案はページ数も多いため、すべてを読んで内容を理解し、パブリックコメントを提出することは容易ではない。そのため、可能な範囲で、その案をわかりやすくまとめ、カテゴリーごとの要約版をつくってもらいたい、という指摘もなされた。

また、各所管が市民参加を実施するに際して、必要に応じて、複数の市民参加手法を取り入れることの要望も寄せられた。複数の手法を組み合わせた事業実施は既になされているものの、これまで以上に更に多様な声をピックアップするような姿勢が大切であろう。

さらに、今後実施が考えられる市民参加手法として、オンラインを利用したイベントの開催等への期待も寄せられた。デジタル技術の活用は、市民参加においても若者を呼び込むうえで敷居を低くするツールの一つと考えられる。

第6期の主要テーマであった「若い世代の市民参加の推進」を実現していくにあたり、市内および近隣に大学、専門学校等が数多く立地している八王子市の恵まれた環境を最大限に活用していくことが求められる。25大学等が加盟する大学コンソーシアム八王子や八王子地域学生生活動連絡会、およびそれらを通じた各大学や学生たちの連携や協力については、未来志向型の活動として大いに期待したい。

審議会ですべての指摘されたことの一つは、市民参加に関する情報をいかにして的確に若い世代に届けるか、という課題である。市内には市民参加に関心を持ち、ボランティア精神のある学生も少なくない。そうした若者たちにいち早く情報が届くような手法の検討が望まれる。一方で、市内では高齢化も進行している。そうした市民と若い世代をオンライン、オフライン（例えば、文通など）でつなぎ、多世代間の交流を促進することは、たとえ一人暮らしであっても、人とのつながり、地域とのつながりを実感できる、暮らしやすい八王子をつくっていくことにつながる。そのようにして地域への愛着、地域とともに暮らす人々への愛着が醸成されていくことは、幅広い

形態での市民参加推進の実現のための基盤ともなる。

第6期では若い世代の中でも大学生世代に焦点を絞った議論を中心に行ったため、小・中学生に向けたアプローチに関して十分に議論することができなかった。第6期答申の議論の結果を踏まえ、次回第7期審議会ではさらに充実した議論がなされることを期待したい。

最後に、行政組織のデジタル化およびその活用は以前から指摘されてきたことではあるが、今日のコロナ禍を背景として、会議、授業、各種イベント等のオンライン活用が急激に進み、社会全体でのデジタル化促進の方向にある。導入に際しての課題等を的確に見極めながら、行政組織でのデジタル化およびその活用を適切かつ迅速に進め、市民参加推進につながる環境をよりいっそう整えていくことが望まれる。

本市における市民参加の取り組みが、より一層進展することを審議会委員一同願ってやまない。

附 属 資 料

1. 諮問書 附- 1
2. 第 6 期八王子市市民参加推進審議会委員名簿 附- 3
3. 審議経過 附- 4
4. 八王子市市民参加条例 附- 5
5. 八王子市市民参加条例施行規則 附- 9

1. 諮問書

30 八経広発第 54 号
平成 31 年 1 月 23 日

八王子市市民参加推進審議会会長 殿

八 王 子 市 長
石 森 孝 志

八王子市市民参加推進審議会（第 6 期）への諮問について

貴審議会に別紙のとおり諮問します。

諮 問 書

八王子市市民参加条例の適切な運用を図るため、以下の事項について審議会の意見を求めます。

<諮問事項>

- 1 市民参加条例の運用状況の検証について
- 2 若い世代の市民参加の推進について

<各項目の諮問理由>

- 1 市民参加条例の運用状況の検証について

市は、市民参加条例（以下「条例」という。）の運用状況や効果等について継続的に検証し、必要に応じ見直しを行うこととしています（条例第 12 条）。条例制定から 10 年が経過し、市民参加による行政運営が着実に進む中、市は、これまで審議会から答申を受け、市民委員等公募への無作為抽出方式の導入やパブリックコメント手続の改善といった具体的な形にして、条例の効果的な運用を図ってきました。

今後も、より適切で効果的な運用をしていくため、条例の運用状況の検証と意見を求めます。

- 2 若い世代の市民参加の推進について

市制 100 周年にあたっては、これからの八王子を担う若い世代が参加する様々な事業を展開し、今後は、そうした事業で高まった市政への関心を 100 周年のレガシー（遺産）として、継続的な市民参加につなげていくことが必要です。

また、現在、市では新たなブランドメッセージの作成に取り組むなど、若年層と大学生を重点ターゲットとしたシティプロモーションを進めており、まちの魅力の向上と併せて、より多くの若い世代にまちづくりに参加してもらい、本市への愛着を育むことが課題となっています。

これらを踏まえ、より多くの若い世代に市政に参加してもらい、若い世代の新たな発想や活力を活かしたまちづくりを進める上で有効な方策について、具体的な意見を求めます。なお、審議会（第 5 期）の答申でも、小中学生を含めた若い世代の市民参加を進めるための提案をいただいております。これらの取り組み状況の進捗についても、審議会に報告し、より効果的な実施方法等についての意見を求めます。

2. 第6期八王子市市民参加推進審議会委員名簿

氏名	ふりがな	所属	区分
三浦 弘行	みうら ひろゆき	市民委員	第11条 第3項1号委員 (公募市民)
藤井 祥子	ふじい よしこ	市民委員	
◎小林 勉	こばやし つとむ	中央大学総合政策学部 教授	第11条 第3項2号委員 (学識経験者)
○山本 薫子	やまもと かほるこ	東京都立大学都市環境学部 准教授	
田中 泰慶	たなか ひろよし	八王子市町会自治会連合会	第11条 第3項3号 (市長が必要と 認める者)
小林 結花	こばやし ゆか	八王子市民活動協議会	
秋山 順子	あきやま じゅんこ	八王子青年会議所	
渡邊 勝弘	わたなべ かつひろ	東京工科大学	

◎会長、○副会長

3. 審議経過

	場所	審議事項
第1回 (H31.1.23)	本庁舎 市長公室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委員辞令交付 2. 会長・副会長の選出 3. 市長からの諮問 4. 審議会の運営について 5. 八王子市市民参加条例について 6. 諮問事項についての意見交換
第2回 (H31.4.23)	クリエイト ホール 第5学習室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 前回の議事概要の確認について 2. 「若い世代の市民参加の推進について」議論
第3回 (H31.7.24)	クリエイト ホール 第5学習室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 前回の議事概要の確認について 2. 「若い世代の市民参加の推進について」議論
第4回 (R1.11.20)	学園都市 センター 第4セミナー室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 前回の議事概要の確認について 2. 「若い世代の市民参加の推進について」議論
第5回 (R2.7.14)	クリエイト ホール 第7学習室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 前回の議事概要の確認について 2. 「若い世代の市民参加の推進について」議論 3. 「市民参加条例の運用状況の検証について」議論
第6回 (R2.9.15)	クリエイト ホール 第7学習室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 前回の議事概要の確認について 2. 答申文案の最終確認について
答申書手交 (R2.11.25)	本庁舎 市長公室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 審議会からの答申

4. 八王子市市民参加条例

平成20年3月28日

条例第9号

私たちのまち八王子は、市民と市との協働により、活力にあふれた都市の実現を目指している。

これまでも、市政への市民参加は、様々な場で行われてきたところであるが、市民の多様な価値観を地域の特性として活かし、豊かな社会を創造するためには、市民の意見が、市政に的確に反映される仕組みを構築する必要がある。

この仕組みは、市民と市が情報を共有して運用され、市民が自発的、自主的に、かつ、自由に参加することができ、市民と市又は市民と市民が互いに信頼し、共感することを基本原則としなくてはならない。

ここに、市政への参加が市民の権利であり、市民自治の基本原則であることを確認するとともに、市民参加をより一層確かなものとし、市民との協働によるまちづくりを進めるため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民参加に関する基本的な事項を定めることにより、市民の市政への参加を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。
- (2) 市民参加 政策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民が市政にかかわることをいう。
- (3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市民参加を基本とした市政運営を行うものとする。

- 2 市は、市民参加しやすい環境を整備するものとする。
- 3 市は、市政に関する情報を市民に分かりやすくかつ積極的に公表し、又は提供するとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、責任と自覚を持って市民参加するよう努めるものとする。

- 2 市民は、互いの立場を尊重し市民参加するよう努めるものとする。

(市民参加の方法)

第5条 この条例における市民参加の方法は、次のとおりとする。

- (1) パブリックコメント手続（政策の立案に当たり、実施機関が、事前にその趣旨、内容その他必要な事項を公表し、市民に意見を求め、政策を意思決定するとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する手続をいう。以下同じ。）の実施
 - (2) 審議会等（法令、条例等に基づき設置された審議会、協議会等をいう。以下同じ。）の開催
 - (3) 市民会議（会議に参加した市民自身が会議を運営し、報告書、計画書、条例素案等を作成するための会議をいう。）の開催
 - (4) ワークショップ（市民と市又は市民と市民が、議論し、また、実際に体験することで、互いの理解を深めるグループによる学びと創造の方法をいう。）の実施
 - (5) 公聴会、説明会の開催
 - (6) アンケート調査、聞き取り調査その他の広聴活動
- (立案過程における市民参加)

第6条 実施機関は、次の各号に掲げる計画、条例等の案の立案過程において、前条各号に定める市民参加の方法（以下「参加方法」という。）のうち、より適切なものを効果的に行うものとする。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
 - (2) 市政に関する基本方針を定め、市民の生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与え、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
 - (3) 大規模な公共施設の設置に係る計画等の策定又は変更
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加を要しないものとする。
- (1) 緊急に行う必要があるもの
 - (2) 法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
 - (3) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
 - (4) 実施機関内部の事務処理に関するもの
 - (5) 軽易なもの

3 前項第1号の規定により市民参加の対象としなかったときは、その理由を公表しなければならない。

(実施及び評価過程における市民参加)

第7条 実施機関は、前条第1項各号に掲げる計画、条例等が策定された後、その実施及び評価の過程においても、参加方法のうち、より適切なものを効果的に行うものとする。

(パブリックコメント手続)

- 第8条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、あらかじめ、対象とする事案その他別に定める事項を公表しなければならない。
- 2 パブリックコメント手続により意見を提出する市民は、原則として住所及び氏名を明らかにしなければならない。
 - 3 パブリックコメント手続における意見の提出期間は、30日以上とし、意見の提出を求める事案の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし、緊急の必要がある場合その他やむを得ない理由により30日の期間を確保できない場合は、この限りでない。
 - 4 実施機関は、前項ただし書の規定により意見の提出期間として30日を確保できない場合は、その理由を公表しなければならない。
 - 5 実施機関は、提出された意見の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公開するものとする。
 - (1) 提出された意見の内容
 - (2) 提出された意見の検討結果及びその理由
 - 6 前各項に定めるもののほか、パブリックコメント手続に関し必要な事項は別に定める。
(審議会等)

- 第9条 実施機関は、審議会等を設置する場合は、その設置趣旨及び審議内容に応じ、原則として公募により選考された市民を審議会等の構成員とするものとする。
- 2 実施機関は、審議会等の構成員について、幅広く人材を登用するよう努めるとともに、透明性及び信頼性の高い運営を行うよう努めるものとする。
 - 3 実施機関は、審議会等の会議を公開しなければならない。ただし、公開することにより支障が生じると認められる場合は、この限りでない。
 - 4 実施機関は、審議会等の会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りでない。
 - 5 実施機関は、審議会等の会議の記録を作成し、これを閲覧に供しなければならない。ただし、八王子市情報公開条例（平成12年八王子市条例第67号）第8条各号に定める非公開情報が記録されているときは、当該情報が記録されている部分については、この限りでない。
 - 6 前各項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は別に定める。

(その他の参加方法)

- 第10条 実施機関は、政策の立案、実施及び評価の一連の過程において、第5条各号に定めるもののほか、より効果的と認められる参加方法がある場合には、これを積極的に用いるよう努めるものとする。

(推進審議会の設置等)

第11条 市民参加条例の適切な運用を図るため、市長の附属機関として、八王子市市民参加推進審議会（以下「推進審議会」という。）を置く。

2 推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) この条例の運用に関すること。
- (2) 新たな市民参加の方法に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関し必要な事項

3 推進審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員8人以内をもって組織する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

4 推進審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、推進審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(条例の見直し)

第12条 市は、この条例の運用状況、効果等について継続的に検証し、必要に応じ見直しを行うものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

5. 八王子市市民参加条例施行規則

平成20年9月26日

八王子市規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、八王子市市民参加条例（平成20年八王子市条例第9号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公表の方法)

第2条 条例の規定による公表及び公開は、次に掲げる方法のうち1以上の方法により行うものとする。

- (1) 八王子市公告式条例（昭和25年八王子市条例第13号）第2条に規定する掲示場への掲示
- (2) 市が発行する広報紙への掲載
- (3) 市のホームページへの掲載
- (4) 市の施設での閲覧又は配布
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

(パブリックコメント手続)

第3条 条例第8条第1項に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 施策の案を作成した趣旨、目的及び背景並びに施策の案の要旨
 - (2) その他必要な資料
- 2 パブリックコメント手続により意見を提出する者は、条例第8条第2項に規定するもののほか、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
- (1) 施策の案の名称
 - (2) 施策の案に対する意見及びその理由
 - (3) 市内に在勤する者にあつては、当該勤務先の名称及び所在地
 - (4) 市内に在学する者にあつては、当該学校の名称及び所在地
 - (5) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体にあつては、当該事務所又は事業所の名称及び所在地
- 3 パブリックコメント手続による意見の提出は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。
- (1) 持参
 - (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ

- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が指定する方法
(推進審議会の組織及び運営)

第4条 条例第11条第1項に規定する八王子市市民参加推進審議会（以下「推進審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 推進審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 推進審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 推進審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 推進審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 8 推進審議会の庶務は、総合経営部広聴課において処理する。
- 9 前各項に定めるもののほか、推進審議会の運営について必要な事項は、会長が推進審議会に諮って定める。

(運用状況の報告)

第5条 市長は、毎年度、条例の運用状況を推進審議会に報告しなければならない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年8月23日規則第40号)

この規則は、平成25年8月26日から施行する。

参 考 資 料

平成 30 年度（2018 年度）市民参加に関する実態調査まとめ

平成30年度(2018年度) 市民参加実施事業実態調査まとめ

【調査及び集計上の留意点】

本調査は平成30年度(2018年度)に実施した事業を対象に市民参加の状況について調査した。

市民参加条例の適切な運用を確認するため、市民参加条例第5条における6項目の手法について個別に取りあげた。

【全体の概要】

- | | |
|-------------|------------------------|
| 1. 調査期間 | 令和元年(2019年)5月15日～5月31日 |
| 2. 調査方法 | 調査票を送付し、予算の細事業ごとに調査を実施 |
| 3. 調査対象 | 全132室課 |
| 4. 市民参加実施所管 | 76室課 |

各部別の状況	室課数	平成30年度(2018年度)市民参加実施状況				
		実施室課数	実施事業数	実施方法数 ①	実施件数 ②	実施件数計 (①+②)
都市戦略部	3	1	2	3	0	3
オリンピック・パラリンピック推進室	1	0	0	0	0	0
総合経営部	3	1	4	13	0	13
行財政改革部	3	2	3	3	0	3
市民活動推進部	4	4	35	46	1	47
総務部	6	2	5	5	0	5
財務部	6	2	2	3	0	3
税務部	4	1	1	1	0	1
生活安全部	2	2	6	7	1	8
市民部	9	3	17	21	1	22
福祉部	10	4	37	50	4	54
医療保険部	8	6	21	21	4	25
健康部(保健所)	3	3	8	12	0	12
子ども家庭部	5	4	28	28	2	30
産業振興部	4	4	22	27	0	27
環境部	2	2	11	17	0	17
資源循環部	9	6	17	19	2	21
水循環部	4	2	2	2	0	2
都市計画部	4	4	11	18	0	18
拠点整備部	4	3	3	6	0	6
まちなみ整備部	7	5	13	14	0	14
道路交通部	7	2	11	13	0	13
会計部	2	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	1	0	0	0	0	0
監査事務局	1	0	0	0	0	0
議会事務局	2	1	2	4	0	4
学校教育部	8	5	30	34	1	35
生涯学習スポーツ部	6	6	42	54	2	56
図書館部	4	1	4	4	0	4
合計	132	76	337	425	18	443

市民参加実施合計数	H30	H29	H28	前年度比
	443	496	437	△ 53

市民参加を実施した所管の割合は、平成29年度(58.7%)から平成30年度(57.6%)にかけて1.1%減少

事業全体について

1. 市民参加条例第6条に該当する事業における市民参加の実施の有無 (1つを選択)

趣旨: 市民参加条例に該当するが、市民参加を実施しなかった事業数の把握

項目	H29	H30
1. 実施なし	0	0
2. 実施あり	33	33
合計	33	33

市民参加条例第6条に該当する事業では、すべて市民参加が実施されていた。

参考: 市民参加条例第6条

第6条

実施機関は、次の各号に掲げる計画、条例等の案の立案過程において、前条各号に定める市民参加の方法(以下「参加方法」という。)のうち、より適切なものを効果的に行うものとする。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 市政に関する基本方針を定め、市民の生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与え、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 大規模な公共施設の設置に係る計画等の策定又は変更
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

2. 市民参加の手法はどのようなものか(複数回答)

趣旨: 市民参加の手法の導入状況及び新たな取組み実施の確認

項目	H29	H30
1. パブリックコメント手続	14	12
2. 審議会等	87	86
3. 市民会議	2	1
4. ワークショップ	18	20
5. 公聴会、説明会	12	15
6. アンケート調査 聞き取り調査	49	54
7. その他	314	255
合計	496	443

審議会等、アンケート調査・聞き取り調査、ワークショップ、公聴会、説明会、パブリックコメント手続といった順に多くなっている。

あなたのみちを、
あるけるまち。


八王子市市民参加条例の適切な運用について（答申）

令和2年（2020年）11月

八王子市市民参加推進審議会（第6期）

事務局：八王子市 総合経営部 広聴課

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話：（042）620-7411（直通）

F A X：（042）620-7322

Eメール： hachioji@city.hachioji.tokyo.jp

八王子市市民参加推進審議会の議事概要と会議資料は、ホームページでご覧いただけます。

ホームページアドレス

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/002/001/003/p024393.html>